

ムーディーズ・ジャパン株式会社 格付付与方針等

1. 一般原則

ムーディーズ・ジャパン株式会社(「当社」)は、当社が付与する信用格付の品質を確保し信用格付業を公正かつ的確に遂行するため、本格付与方針等を定め、随時アップデートすることとする。

信用格付の付与に係る過程に関与する格付アナリストは、収集した金融商品又は法人の信用状態に係る全ての情報資料を総合しなければならぬ。

2. 信用状態に関する評価の前提となる事項及び信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準

信用格付の対象となる事項の区分及びその細目に応じた信用状態に関する評価の前提となる事項及び信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準は、当社ウェブサイト上「信用格付事業」と表示されるカテゴリーの下、「格付方針等」の区分において表示される「金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第36号イに定めのある格付付与方針等に関する事項」に定める通りとする。

3. 信用格付の付与に係る方法の概要

信用格付の付与に係る方法の概要は、当社ウェブサイト上「格付手法」と表示されるカテゴリーの下、「事業会社、金融機関、地方債」「ストラクチャード・ファイナンス」の区分に応じて表示される各格付手法に記載される通りとする。

4. 格付関係者が事実の誤認等の有無について確認することが可能となるための方針及び方法等

当社は、信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為を行う前に、あらかじめ、当該信用格付の付与にあたり信用格付業者が利用した主要な情報に関し、格付関係者が事実の誤認の有無について確認することが可能となるための措置を講じる。かかる手続には、当該格付関係者が事実関係について意見を述べるために必要な合理的な時間を確保することが含まれ、具体的には、付与する信用格付を提供し又は閲覧に供する行為の前に、適切な格付関係者に対して、信用格付に係る決定についての再考を要する事実の誤認、重要な新情報又は追加情報の有無を確認し、格付関係者が合理的な時間内に事実の誤認に係る情報について連絡し又はかかる情報を提供した場合には、主任格付アナリスト及び議長が、信用格付を提供し又は閲覧に供する行為を遅らせて、その情報の妥当性及び重要性について審査するために格付委員会を開催し、信用格付に与える影響を検討したうえで修正の有無を判断する。但し、格付関係者が単に当社の信用格付に同意しない場合や、信用格付を提供し又は閲覧に供する行為を遅らせる意図があると認められる場合等には、かかる措置を講じない。

なお、主任格付アナリストは、信用格付を提供し又は閲覧に供する行為の前に、格付委員会の決定を格付関係者に通知する。

5. 格付関係者の依頼によらず信用格付の付与を行う場合における当該信用格付の付与に係る方針及び方法

当社は、社内規則で定めるところにより、信用に関する意見の提供者として、i) 非依頼格付の公表に対する信用市場又は投資家の関心が相当程度あり、かつ、(ii) 適切な分析及び必要な場合に付与した信用格付の継続的な検証及び更新を行うに足る情報があると考えられる場合には、非依頼格付を付与することがある。当社は、非依頼格付の公表を行うことを決定した場合、格付関係者に対し、以下の旨を伝える。

- (1) 信用格付に関する発表を行う意図があること
- (2) 信用格付の付与に係る過程への格付関係者の参加を求めるが、参加の程度は格付関係者の自由意思に任せること
- (3) 信用格付の付与に係る過程は当社の意思により開始されたものであるため、その過程が継続する間及び信用格付を提供し又は閲覧に供する行為の後少なくとも1年間は、格付関係者に対して信用格付の付与の対価を要求することはなく、また受領することもないこと